

政令第二十五号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条の四を第四条の五とし、第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

（無線局に関する情報提供手数料）

第四条の三 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者が納めなければならない手数料の額は、情報の提供の方法に従い、次の表による額とする。

	情報の提供の方法	情報提供手数料（単位円）
一	用紙に出力したものの交付	一、三〇〇
二	フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	一、一五〇
三	光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直	一、二〇〇

径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

附 則

この政令は、電波法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十八号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

(無線局に関する情報提供手数料)

第四条の三 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者が納めなければならない手数料の額は、情報の提供の方法に従い、次の表による額とする。

情報の提供の方法	情報提供手数料 (単位円)
一 用紙に出力したものの交付	一、三〇〇
二 フレキシブルディスクカートリッジ (日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付	一、一五〇
三 光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに	一、二〇〇

限る。)に複写したものの交付

(特定無線局の免許申請手数料)

第四条の四 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、九、七〇〇円(再免許の申請にあつては、四、五五〇円)とする。

(開設計画の認定申請手数料)

第四条の五 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三〇、〇〇〇円とする。

(特定無線局の免許申請手数料)

第四条の三 (同上)

(開設計画の認定申請手数料)

第四条の四 (同上)